

発議第8号

公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和2年12月18日提出

嬉野市議會議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会総務企画常任委員会
委員長 宮崎 良平

理由 公共交通は住民にとって必要不可欠な生活基盤であるが、これを維持するためには国や地方自治体からの財政支援が欠かせない状況である。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、交通事業者の収益がますます低下し財政支援のさらなる拡充が求められており、国に対し財政支援措置の拡大を要望する必要がある。

公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書（案）

地域における公共交通は、住民にとって必要不可欠な生活基盤であり、とりわけ路線バスは、移動手段を持たない高齢者の買い物や通院、中学生や高校生の通学などに利用される重要な交通機関である。

また、地方は自動車に依存した社会構造となっており、今後、急速な高齢化によって運転免許証の返納者が増加すれば、公共交通機関の必要性はますます大きくなると思われる。

一方、人口減少や自家用車の利用などにより、近年、路線バス利用者は大幅に減少し、交通事業者の路線バス運行事業は赤字が続いている、バス路線を維持するためには国や地方自治体の財政支援が欠かせないものとなっている。

このため、関係自治体にとっては、多額の補助金を支出することが大きな負担となっており、国による財政支援の拡充がなければ、公共交通としてのバス路線の維持は困難な状況に陥っている。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大によって公共交通機関の利用者は激減し、交通事業者の収益は著しく低下しており、路線バス運行のための企業努力も限界に達している。

このような中、地域における公共交通がその機能を十分に發揮し、真に活力ある地域・経済社会をつくっていくためにも公共交通に対する財政支援の拡充が求められている。

よって、国においては、地方自治体が取り組む地域公共交通の維持にかかる補助事業について、補助要件を緩和するなどの財政支援措置を大幅に拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

佐賀県嬉野市議会

衆議院議長 大島理森 様
参議院議長 山東昭子 様
内閣總理大臣 菅義偉 様
内閣官房長官 加藤勝信 様
総務大臣 武田良太 様
財務大臣 麻生太郎 様
国土交通大臣 赤羽一嘉 様